

## 2 . 総務・人事・防災専門部会

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 総務・人事・防災専門部会(消防)

協定項目	14 一部事務組合の取扱い(防災関係)	関係項目	堺市高石市消防組合
調整の内容	堺市制度で実施。美原町域を含め消防事務は、堺市高石市消防組合で実施する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：堺市高石市消防組合</p> <p>目的：昭和23年、市町村の消防責任を果たすため、地方自治法上の特別地方公共団体(一部事務組合)として消防組合を設立。 堺市と高石市の2市で構成され、1本部7消防署10出張所で構成され、その他機関として消防組合議会、監査委員、公平委員会を設置している。</p>		<p>名称：</p> <p>目的：</p>	

## 堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 総務・人事・防災専門部会（消防）

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い（防災関係）	関係項目	防火管理講習関係手数料
調整の内容	堺市制度で実施。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：防火管理講習関係手数料          内容：堺市高石市消防組合が単独で防火管理講習を実施し、堺市高石市消防組合手数料条例に基づき手数料を徴収している。          防火管理講習受講手数料として甲種 4,000 円、乙種 3,000 円を徴収している。          修了証再交付手数料 500 円を徴収している。          再受講制度があり、再受講料(甲、乙共)500 円を徴収している。</p>		<p>名称：防火管理講習関係手数料          内容：中部ブロック共同で防火管理講習を実施している。          防火管理講習受講料として甲種は資料代等の実費を徴収している。なお、乙種は要望に応じて実施する。          修了証再交付手数料 200 円を徴収している。          再受講制度はない。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 総務・人事・防災専門部会(消防)

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い(防災関係)	関係項目	危険物規制関係手数料
調整の内容	堺市制度で実施。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：危険物規制関係手数料                  内容：危険物製造所等の許認可、石油コンビナート等災害防止法に基づく特定防災施設等の設置検査等について手数料を徴収している。</p> <p>完成検査済証等の再交付手数料 1件 300円                  地価税の課税の特例措置の特例についての証明 1件 300円</p> <p>完成検査合格証明願 1件 300円</p>		<p>名称：危険物申請関係手数料                  内容：美原町手数料条例の規定に基づく危険物施設の設置の許可及びこれに伴う完成検査、または、既に設置されている危険物施設の変更に係る許可及び完成検査等の申請があった場合、手数料を徴収する。</p> <p>完成検査済証等の再交付手数料 1件 200円                  地価税の課税の特例措置の特例についての証明 1件 200円</p> <p>完成検査合格証明願 1件 200円</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 総務・人事・防災専門部会(消防)

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い(防災関係)	関係項目	その他手数料関係
調整の内容	廃止		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市	美 原 町		
名称： 内容：	名称：その他手数料関係 内容：火災、救急及びそれ以外の災害に関する証明書を 発給した場合、手数料を徴収する。 火災証明1通200 円 その他証明1通200円 風呂の空焚き証明1通20 0円 傷病者搬送証明1通200円		堺市制度では、これら手数料を徴収して いなので廃止する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 総務・人事・防災専門部会(消防)

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	関係項目	火災予防条例事務	
調整の内容	堺市制度で実施。			
現 況			調整の具体的内容	
堺 市		美 原 町		
<p>名称：火災予防条例事務                  内容：火災予防条例は、消防法第9条（火を使用する設備の位置、構造、管理の基準等）、第9条の3（指定数量未達の危険物等の貯蔵、取扱基準等）、第17条第2項（消防用設備等の技術上の基準の付加基準）、第22条第4項（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）の規定に基づき火災予防上必要な事項を定め、火災予防の徹底を図ろうとするもの。                  なお、消防法第17条第2項（消防用設備等の技術上の基準の付加基準）に基づき、以下の設備等について附加基準を設けている。</p> <p>1 サウナ設備、変電設備、発電設備のある場所                  ……消火器</p> <p>2 旅館、ホテル、宿泊所で延べ面積が150㎡以上のもの(主要構造部を耐火構造としたものを除く等例外あり)                  ……自動火災報知設備</p> <p>3 7項(小学校等)、12項(工場、スタジオ等)で延べ面積が300㎡以上のもの ……避難口誘導灯</p>		<p>名称：火災予防条例事務                  内容：火気使用設備等の位置、構造及び管理について、火災予防上必要な事項を定め、当該基準どおりに設置及び維持管理されているか確認する。一定規模以上の設備については届出を求めている。                  なお、消防法第17条第2項の消防用設備等の技術上の基準の付加基準は設けていない。</p>		<p>堺市高石市消防組合火災予防条例に規定する消防用設備等の技術上の付加基準が、美原町に存する特定防火対象物及び消防法施行令第34条に定める消防用設備等について遡及適用されることとなるため、消防用設備等の種類に応じた経過規程等を設ける。</p>

## 堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 総務・人事・防災専門部会(消防)

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	関係項目	婦人防火クラブ
調整の内容	美原町制度を存続し美原町域に適用		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
名称：		名称：美原婦人防火クラブ	美原婦人防火クラブは、一般家庭における火災を防止し、「明るい街づくり」を目的に活動しており、国も「自主的な防災活動の推進」として婦人防火クラブの育成に努めていることから、美原町域の婦人防火クラブは存続させる。
目的：		目的：家庭防火の輪を広げ、地域住民同志が防火の関心を深め、家庭及び地域から火災予防を図る。	

## 事務事業

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	消防財政	消防財政	堺市制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	安全衛生	安全衛生	堺市制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	消防車両機械器具等整備	消防車両機械器具等整備	堺市制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	消防相互応援	消防相互応援	堺市制度で実施	府内ブロック間の調整及び隣接市との協定を見直す。
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	消防地水利	消防地水利	堺市制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	消防活動に係る開発行為の指導	消防活動に係る開発行為の指導	堺市制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	通信指令管制	通信指令管制	堺市制度で実施	合併時、通信指令管制体制を堺市高石市消防組合の制度に統合する。
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	画像伝送システム		堺市制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	会計処理	会計処理	堺市制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	非常勤職員の雇用	臨時職員の雇用	堺市制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	例規事務	条例、規則等の制定改廃	堺市制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	職員研修・教養	職員研修・教養	堺市制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	公印管理	公印の管守	堺市制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	車両・建物及び動産保険	車両・建物及び動産保険	堺市制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	補助金・起債	補助金	堺市制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	公務災害	公務災害	新制度に再編	消防吏員は、堺市高石市消防組合制度で実施し、消防団員の扱いについては条例を制定し、現美原町の扱いと同様の制度とする。
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	庁舎設備維持管理	庁舎設備維持管理	堺市制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	被服等貸与	被服等貸与	美原町制度で実施	合併後速やかに一元化を図る。



事務事業

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	消防警戒区域立入許可	消防警戒区域立入許可	堺市制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	電算機の運用	OA機器管理	堺市制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	消防賞じゅつ金制度	消防賞じゅつ金制度	堺市制度で実施	双方同制度であり、堺市高石市消防組合制度で実施する。
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	行政区域の境界線上に位置する防火対象物の協定(覚書)	行政区域の境界線上に位置する防火対象物の協定(覚書)	新制度に再編	隣接消防との協定(覚書)の締結及び廃止
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	高圧ガス容器管理事業	高圧ガス容器管理事業	堺市制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	主力機械の配置運用	主力機械の配置運用	堺市制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	緊急通報システム(ペンダント)	緊急通報システム(ペンダント)	堺市制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	消防通信指令総合システム	指令管制システム	堺市制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	事務の電算化の調整及び推進		堺市制度で実施	堺市事業を美原町にも適用
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	交替制勤務者の職場環境	交替制勤務者の職場環境	堺市制度で実施	

使用料、補助金、負担金等

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	大阪府消防賞じゅつ金共済会負担金	大阪府消防賞じゅつ金共済会負担金	堺市制度で実施	消防団にかかる負担金を含め実施する。
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	阪和道路消防協議会会費	近畿・中国高速道路消防協議会負担金	新制度に再編	両協議会に加入する。
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)		大阪府消防協会負担金	美原町制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)		大阪府消防協会南河内地区支部負担金	新制度に再編	南河内地区支部を脱会し、泉北地区支部に加入する。
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	団員等公務災害補償等共済基金負担金	団員等公務災害補償等共済基金負担金	美原町制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)		電柱共架料	美原町制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	職員研修参加負担金	職員研修参加負担金	堺市制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)		消防水利(設置・維持管理)負担金	廃止	堺市が直接設置・維持管理を行うため負担金は不要
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)		中ブロック救急業務連絡協議会負担金	廃止	
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	防災協会事業助成金		堺市制度で実施	美原町防火協会にも適用

関係団体、組織等

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	堺市高石市消防組合職員安全衛生委員会	美原町消防本部安全衛生委員会	堺市制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)		南河内消防団事務連絡協議会	新制度に再編	南河内消防団事務連絡協議会を脱会し、泉北地域の同様の協議会に新たに加入する。
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	防災協会	美原町防火協会	堺市制度で実施	美原町制度を生かしつつ堺市制度と整合する。
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)		中ブロック救急業務連絡協議会	廃止	合併後、中ブロック地域から離れるため、協議会から脱退する。
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)		南河内保健医療協議会	廃止	合併後、堺市となるため協議会から脱退する。
24 各種事務事業の取扱い (防災関係)	堺地域MC協議会	南河内地域MC協議会	堺市制度で実施	